

日本学生支援機構の大学等奨学生採用候補者への申込みについて（最新情報）

在校生・卒業生の皆さん、日本学生支援機構の大学等奨学生採用候補者（予約奨学金）の申込みについてお知らせです。

- 申込関係書類の配布および説明会は、登校可能となりしだい行います。卒業生の皆さんは、本校HP（ホームページ）に配布日等をアップします。
- 配布する申込関係書類の一部をPDFファイルとしてアップしました。
- 4月22日付で入ってきた情報は、以下の通りです。参考にしてください。
- 担当は、進路部、佐野雅一です。

1. 申込・推薦期間及び採用候補者決定時期

	申込期間 (インターネット)	申込書類の校内の提出期限 注：マイナンバー提出書類除く	採用候補者決定 通知時期(予定)
1回目	4月24日(金) ～5月31日(日)	6月12日(金)	10月下旬
2回目	6月1日(月) ～6月30日(火)	7月13日(月)	11月下旬
3回目 (予備)	7月1日(水) ～7月31日(金)	7月31日(金)	12月下旬

【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応】

申込み及び推薦については、特段の支障がない場合、採用候補者の早期決定等の観点から、可能な限り、上表の1回目又は2回目の期間で手続きを進めてください。ただし、生徒本人の新型コロナウイルス感染症の罹患等、やむを得ない理由により申込手続きが困難な場合は、上表の3回目（予備）での申込みが可能とのことです。

※ 申込期限についての留意事項

- ① 給付奨学金及び貸与奨学金は、進学後にも進学先の学校（給付奨学金は国や地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校）を通じて申込みができます。3回目の申込期限後に奨学金の申込みが必要となった人は、進学先の学校での申込みになります。
- ② マイナンバー提出書類は、スカラネット入力後1週間以内に、自分で直接機構へ郵送です。

(2) 採用候補者決定時期についての留意事項

- ① スカラネットの入力内容とマイナンバー提出書類の氏名・生年月日に相違がある場合は、審査に時間を要するため採用候補者の決定時期が遅れることがあるとのことです。
- ② 申込時の提出書類に不備があり不備照会の回答までに時間を要した場合、個別の事情によりマイナンバーで情報を取得できない場合や情報取得に時間を要する場合は、採用候補者の決定時期が遅れることがあるとのことです。

2. 奨学金申込時におけるマイナンバーの提出について

奨学金の申込者本人（生徒・卒業生）が、本人と生計維持者（原則父母）のマイナンバーを、直接、機構へ郵送で提出する必要があります（マイナンバーの提出先は、学校ではありません）。

「マイナンバー提出書のセット」（青色の封筒）に同封されている専用の「提出用封筒」（緑色）を使用して、申込者本人（生徒）が、インターネットによる奨学金の申込後一週間以内に、郵便局の窓口から「簡易書留」で機構に郵送することとなっています。

また、マイナンバーの提出について不明な点がある場合は、申込者本人が「マイナンバー提出の専用コールセンター」へ問い合わせることとなっています。

【マイナンバー提出の専用コールセンター】

電話（ナビダイヤル）：0570-001-237

※ 平日 9時～18時 ※ 通話料がかかります。

3. 収入等に関する証明書類について

マイナンバーの提出により、以下の証明書類について機構への提出が不要となります。

- ・申込者本人の「住民税（非）課税証明書」

「児童養護施設等証明書（自立援助ホームを除く次の施設等：児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホーム）」

- ・生計維持者の「所得証明書」

「住民税（非）課税証明書」

「生活保護受給証明書・保護決定（変更）通知書」

「雇用保険受給資格者証」

「児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当」

貸与奨学金の申込で「医療費や単身赴任などに関する控除を受けようとする場合」は、学校を通じて機構への提出が必要です。

4. 【給付】給付奨学金における留意事項

- ① 住民税非課税世帯の人だけでなく、それに準ずる世帯の人も対象となります。

※ 対象となりそうかどうかを調べるときは、下記 URL から「進学資金シミュレーター」をご活用ください。なお、本シミュレーターの利用にあたっては、入力された情報に加えて、一部の情報を機械的に補っていることがあるため、シミュレーション結果と実際の申込結果は異なる場合がありますので、留意願います。

日本学生支援機構ホーム>奨学金>お役立ちページ>進学資金シミュレーター
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>



- ② 資産に関する証明書（預金通帳の写し等）の提出は不要です。
- ③ 給付奨学金の対象となる進学先は、大学、短期大学、高等専門学校（4・5年）及び専修学校（専門課程）のうち、一定の要件を満たすことが国や地方自治体等により確認された学校（「確認大学等」という。）となります。

※ 支援の対象となる学校の一覧は、文部科学省ホームページに掲載されています。文部科学省
トップ>教育>大学・大学院、専門教育>学びたい気持ちを応援します高等教育の修学支援新制度>支援の対象となる大学・短大・高専・専修学校一覧
https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



- ※ 貸与奨学金の対象となる進学先は「確認大学等」に限定されません。
- ④ 給付奨学金の対象者は、進学先で別途手続きをとることで授業料等減免を受けられます。
- ⑤ 給付奨学金の支給を受けると、第一種奨学金の貸与を受けられる上限額が変更されます。貸与月額は、機構ホームページを参照ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kingaku/1shu/2019ikou.html>

- ⑥ 過去に大学等へ進学したことがある人（高等教育の修学支援新制度（令和2年度から始まる給付奨学金制度）を利用したことがある人を除く。）であっても、初めて高等学校等を卒業してから2年を経過していなければ、申込みできます。
- ⑦ 給付奨学金を希望する人のうち進学する本人が家計を支えており、進学のために進学前1年以内に離職することにより世帯年収の減少が見込まれる場合は、進学する本人の所得を審査時に算入しない特例措置が適用される場合があります。
- ⑧ 対象者の要件や支給額等は、「給付奨学金案内」を参照ください。

5. 【貸与】「入学時特別増額貸与奨学金」について

奨学金の振込は、大学等に進学し、進学届を提出した後に始まりますので、「入学時特別増額貸与奨学金」を含め、奨学金の振込時期は進学後です。

なお、入学前に一括してまとめた資金が必要な場合は、厚生労働省の低所得世帯向け無利子貸付金制度（※1）、日本政策金融公庫等の教育貸付制度（※2）、又は都道府県社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）」（※3）を、また、当該生徒が入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者となる場合は、労働金庫の「入学時必要資金融資」（労金つなぎ融資）制度（※4）も利用できます。

※1 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

※2 <https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

※3 <https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html>

※4 <https://all.rokin.or.jp/service/loan/life.html>

6. 【貸与】貸与奨学金の申込区分について

貸与奨学金を希望する人は、申込者の希望に合わせて7つの選択肢から選択です。なお、選考の結果奨学生採用候補者となった後も、必要のない奨学金は、進学後の手続きで辞退できます。

（希望する奨学金：7つの選択肢があります）

①第1希望：第一種奨学金

②第1希望：第一種奨学金 第2希望：第二種奨学金

③第1希望：第二種奨学金

④第1希望：併用貸与

⑤第1希望：併用貸与 第2希望：第一種奨学金

⑥第1希望：併用貸与 第2希望：第一種奨学金 第3希望：第二種奨学金

⑦第1希望：併用貸与 第2希望：第二種奨学金